

法人会「令和7年度税制改正スローガン」

○「金利のある世界」が到来。

新たな財政再建目標の策定を！

○企業への過度な保険料負担を抑制し、

経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！

○人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、

中小企業の活性化に資する税制措置を！

○中小企業は地域経済と雇用の担い手。

本格的な事業承継税制の創設を！

「法人会からの令和7年度税制改正に関する提言(概要)」

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

・日本銀行は本年3月、消費者物価の上昇などに対応してマイナス金利政策を解除し、17年ぶりに金利の引き上げに踏み切った。さらに7月には追加利上げも実施した。財務省の試算によれば、今後も金利の上昇が続けば、一定の経済成長を果たしても将来的には税収増より国債の利払い費の方が増えることが想定されている。「金利のある世界」が現実到来する中で、今後の金利上昇に備えて財政健全化が必要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

・社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を適正に見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。とくに中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。さらに本年10月からは厚生年金の適用対象が拡大(従業員数51人以上)される。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

4 ページへ続く

荒川税務署からのお知らせ

国税庁

令和6年分 年末調整についてのお知らせ

年末調整に役立つ情報は国税庁の
こちらのページへ！
年末調整における定額減税に関する
情報もあわせてチェック！

年末調整がよくわかるページ (令和6年分)

年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種様式など、国税庁が提供している年末調整に関する情報はこのページから入手・閲覧できます。

【お知らせ】

源泉徴収義務者の

「年末調整計算シート」(Excel)をご利用の税額計算を効率的に行うことができます。定額減税の制度の詳細については、「定額減税特設サイト」をご覧ください。

源泉徴収義務者 (給与の支払者)の方へ

給与所得者 (従業員)の方へ

年末調整手続の電子化

チャットボットに相談する

年末調整がよくわかる

源泉徴収義務者の方へ

年末調整の手順を案内するとともに、年末調整に関する「動画」や「パンフレット」など年末調整に役立つ情報を提供しています。

給与所得者の方へ

年末調整の概要、各種申告書の「記載例」や「記載に当たってのポイント」など、給与所得者の方に役立つ情報を提供しています。

年末調整手続の電子化

年末調整手続の電子化に関する情報を提供しています。

チャットボットに相談する

年末調整でお困りのときにご利用ください。
※公開期間は令和6年10月頃から令和7年1月下旬までの予定です。

詳しい説明(パンフレット)

「年末調整のしかた」や「法定調書の作成と提出の手引」のパンフレットを提供しています。

各種様式・記載例

年末調整関係様式や記載例、法定調書関係様式を提供しています。

年末調整計算シート(Excel)

従業員の方の給与の総額や控除対象扶養親族の人数などを入力することで、その従業員の方の年末調整の税額計算を効率的に行うことができます。

※ご利用には、Microsoft office Excelがインストールされたパソコンが必要です。

※ 令和6年分の各種情報については
令和6年10月頃に掲載します。

◎ 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限

→ 令和7年1月10日(金)

◎ 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限(納期の特例の適用がある場合)

→ 令和7年1月20日(月)

◎ 給与所得の源泉徴収票などの法定調書の提出期限

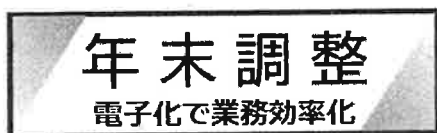
→ 令和7年1月31日(金)

- 1 「年末調整がよくわかるページ」リンク用バナー及びQRコード



URL : <https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

- 2 「年末調整手続の電子化に向けた取組について」リンク用バナー及びQRコード



URL : <https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>

- 3 源泉所得税の「ダイレクト納付利用手続マニュアル」QRコード



URL : https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/pdf/24100030_direct_manual.pdf

- 4 「給与所得の源泉徴収票」はe-Taxで！【事業者用ページ】QRコード



URL : <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/kyuyogensenjoho-jigyousyapage.htm>

(注) 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

3. 行政改革の徹底

- ・ 今般の政治資金をめぐる問題については、多くの国会議員が法的な責任を免れるなど、国民の納税意欲を著しく阻害するものとなった。国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。とくに中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占めている。そうした企業が将来にわたって存在感を発揮するためには、中小企業の活性化が不可欠である。地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設。
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

3. 消費税関係

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度や、インボイス制度は事業者の事務負担が大きい。政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要がある、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

- (1) インボイス制度は導入されたが、国は引き続き事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
等

お問い合わせ先

公益社団法人 荒川法人会 事務局 担当者：中平 智子

☎03-3893-9836